

むらの家計簿

平成30年度予算総額

約 110 億円

『人と自然が輝くまち 美浦』をめざして

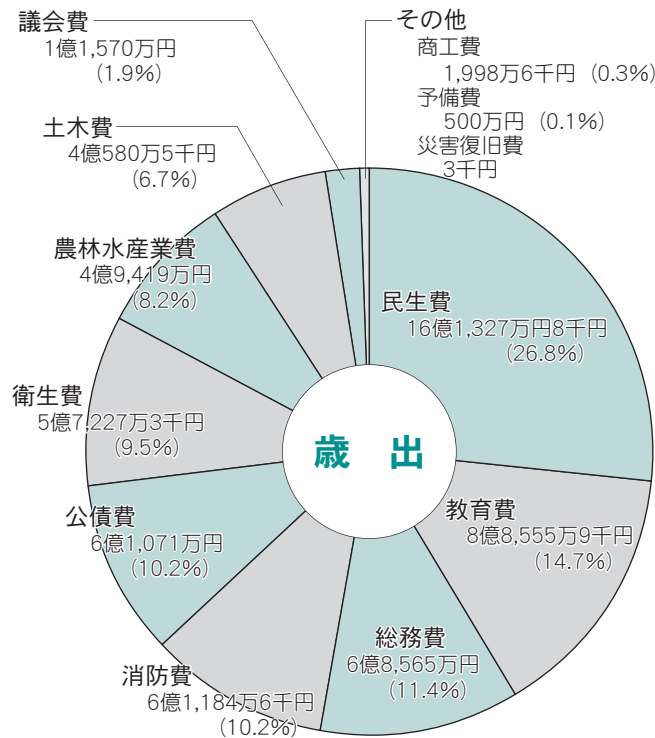
平成30年度美浦村一般会計、特別会計、企業会計は、3月の平成30年第1回美浦村議会定例会において審議・可決され、予算が確定しました。予算総額は109億9,864万1千円となり、前年度に比べて5億1,849万(4.9%)増の予算規模となりました。

特別会計予算 41億9,920万円

	予算額	前年度比
国民健康保険	18億9,590万円	11.7%減
農業集落排水事業	1億6,080万円	0.6%減
公共下水道事業	8億3,710万円	1.2%増
介護保険	11億5,670万円	10.7%増
後期高齢者医療	1億4,870万円	16.0%増

企業会計予算 7億7,944万1千円

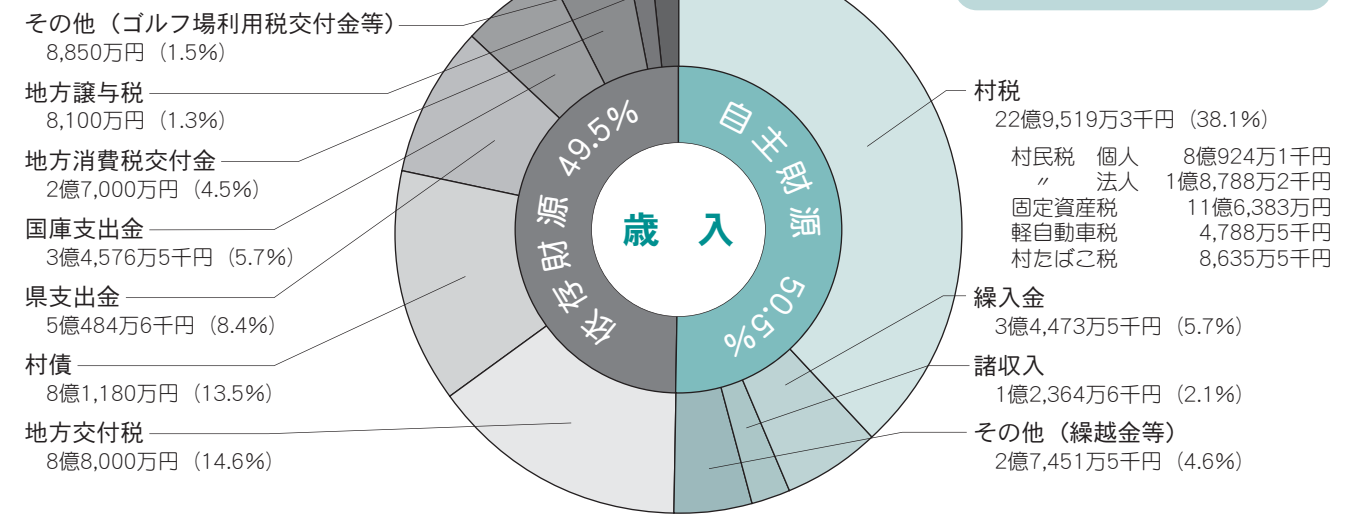
		予算額	前年度比
水道事業	収益的	収入	5億8,434万1千円
		支出	5億7,782万3千円
	資本的	収入	206万3千円
		支出	9,782万2千円
電気事業	収益的	収入	9,837万円
		支出	5,300万3千円
	資本的	収入	0円
		支出	5,079万3千円



一般会計予算 60億2,000万円

依存財源 29億8,191万1千円
国または県が関与する収入のことです。

自主財源 30億3,808万9千円
村の権限で調達することができる収入。自主財源の割合が高いことが本村の財政構造上の特徴となっています。



平成30年度予算概要

一般会計当初予算は、屋外防災行政無線整備事業、強い農業づくり補助金及び光と風の丘公園の照明更新工事の計上や公債費の元金償還費の増加等により、前年度比10.4%増の総額60億2,000万円となり、過去最大の予算規模となりました。

特別会計は、国民健康保険特別会計で財政運営主体が茨城県になったこと等により11.7%減、農業集落排水事業特別会計は公債費の減額等により0.6%減、公共下水道事業特別会計は公債費の増額等により1.2%増、介護保険特別会計は保険給付費（施設介護サービス給付費及び高額介護サービス費）等の増額により10.7%増、後期高齢者医療特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金が増額になったこと等により16.0%増となりました。

企業会計は、水道事業会計で配水施設拡張費（配水管布設工事）が増額になったこと等により2.0%増、電気事業会計は太陽光発電の年間売電収入で約9,836万円を見込んでおります。

国・県支出金：国、県から特定の事業経費として負担金や補助金等の名称で交付されるお金です。
地方譲与税：地方揮発油税自動車重量税等から一定の基準で村へ譲与されるお金です。
その他：利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特別交付金、交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金が計上されています。

消防費：稲敷広域消防負担金、屋外防災行政無線整備事業、各地区の消防団の運営および施設、器具の整備等に充てられます。
農林水産業費：産地確立推進事業、農業振興対策費、農業基盤整備事業のほか、水産・畜産業費等が計上されています。
議会費：村議会活動、運営経費および議会広報等の経費に充てられます。
商工費：商工業の振興等の経費が計上されています。
その他：予算執行と見積との違いから生じる予算外の支出額を想定した予備費や、災害によって生じた被害の復旧に要する災害復旧費があります。

一般会計歳入（村の収入）
村の収入は、村税が全体の約38・1%を占め、他に各種交付金、村債等で構成されています。
村税：村民税や固定資産税等税目が4種類あります。
繰入金：特別会計および基金からの繰入金です。
諸収入：いづれの収入科目にも組み入れることのできない性質の収入を計上しています。
繰越金：平成29年度予算の決算上の剰余金を推定して計上しています。
地方交付税：地方自治体の自主性を損なわずに地方財源のつりあいを図るため、国から交付されます。普通交付税と特別交付税の2種類があります。
村債：村が公共施設の整備や財源不足に対応するために借入れするお金で、返済は会計年度を越えて長期に渡って行われます。
地方消費税交付金：地方消費税の1/2に相当する額を、自治体の人口や従業者数で按分して交付されます。
*平成26年4月からの税率引き上げによる増収分は、全額を社会保障施策の経費に充てられています。

一般会計歳出（村の支出）
村の支出は、目的別に配分（予算化）され、行政運営施策推進の経費として有効に活用されます。
民生費：一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費で、福祉施設の推進や保育所、児童館の運営経費等に充てられます。
教育費：学校施設の整備、教育内容の充実および公民館活動、社会体育関係の事業のために充てられます。
総務費：行政推進を行うための全般的な事務経費や、村施設等の維持管理費、選挙費、統計調査費等に充てられます。
衛生費：健康で衛生的な生活環境を保持するための経費で、ゴミ処理および火葬場運営や各種住民健診等、皆さんの健康づくりのために充てられます。
公債費：これまでの各公共施設の整備事業等として借入れたお金の元利償還金が計上されています。
土木費：村道整備事業、都市計画費のほか、公共下水道事業特別会計への繰出金が計上されています。